

岩手県告示第 93 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 3 項において準用する同法第 53 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、県営江釣子第一地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成 20 年 2 月 12 日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
北上市新平 2 地割	201 番	田	田	1,323	485
"	245 番 2	"	"	214	10
北上市滑田 15 地割	67 番 1	"	"	1,004	261
"	101 番 1	"	"	492	136
"	113 番	"	"	1,031	330
"	145 番 2	"	"	1,108	306
北上市滑田 16 地割	138 番 1	"	"	999	584
"	145 番 1	"	"	997	515
"	159 番 1	"	"	1,004	204
"	162 番 1	"	"	1,006	312
北上市滑田 17 地割	111 番 1	"	"	974	474
北上市滑田 18 地割	10 番 1	"	"	676	115
"	48 番 1	"	"	949	596
"	54 番 1	"	"	1,044	965
"	63 番	"	"	1,044	556
北上市滑田 19 地割	66 番 1	"	"	1,013	191
"	130 番	"	"	1,031	505
北上市滑田 20 地割	36 番 1	"	"	1,003	315
"	40 番 1	"	"	975	160
"	67 番 2	"	"	241	139